

開催期日 令和元年 10月15日

開催場所 中島村役場2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和元年10月15日 午後1時30分
閉 会 令和元年10月15日 午後2時00分
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～2号 処分について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 近 藤 修

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、只今から令和元年第9回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

改めましてこんにちは。第9回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、本日は1番推進委員の小室晋さんから欠席の連絡がございました。皆様方におかれましては大変お忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。冒頭ですが、台風被害の件です。中島村でも甚大な被害が出ております。特に代畑地区の被害はまさに未曾有の被害でして、想像を絶しております。田んぼの刈取りなんかもですね、大きくやっている方で20町歩ほどやっている方なんです、まだ半分も刈取りが終わっていない、そこにこの台風で稲が水に浸かってしまったと。そのような方がたくさんいらっしゃいます。これから色々な被害が明らかになってくるかと思えます。連日ラグビーやバレーで明るいニュースが流れておりましたが、手放しで喜ばませんね。推進委員の小室晋さんも被害に遭われまして、当然本日は欠席なんです、心からお見舞い申し上げたいと思います。

さて、今日は議案が2件でございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げます。大変粗辞ではございますが挨拶と代えさせていただきます。本日は本当にご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。これより3の議事録署名人の選出からは議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、4番鈴木一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第9号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第1号受付番号第9号につきまして、10月8日、譲渡人・●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認を致しましたが問題は無く、譲受人は兼業農家であり、周辺の農地への影響は無いものと思われま

以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第1号受付番号第9号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また芳賀推進委員と同様に現地についても10月8日に確認を致しましたが問題は無く、譲受人は兼業農家であり、周辺の農地に影響は無いものと思われま

以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第10号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた

2番鈴木和宏推進委員

議案第2号受付番号第10号につきまして、10月5日、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても10月6日に確認を致しましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作に影響は無いものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番宮本直人農業委員

議案第2号受付番号第10号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また鈴木推進委員と同様に現地についても10月6日に確認を致しましたが問題は無く、譲受人は農家であり、耕作に影響は無いものと思われま。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

以上をもって、全議案審議終了につき、その他に入る旨を宣した。

事務局

事務局より説明。

一点目 来月の農業委員会総会の日程は11月15日（金）に行なう。総会後に農業委員会大会に向かうため、いつもより早い午前9時に行なう。

二点目 説明しましたが11月15日（金）に福島県下農業委員会大会に参加します。開始が午後1時からなので、途中安達太良SAで昼食休憩を取ります。

議 長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和 元 年 1 0 月 1 5 日 午後 2 時 0 0 分

議決事項及び賛否の数

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について

て
原案のとおり可決 賛成 6 名 反対 0 名

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について

て
原案のとおり可決 賛成 6 名 反対 0 名